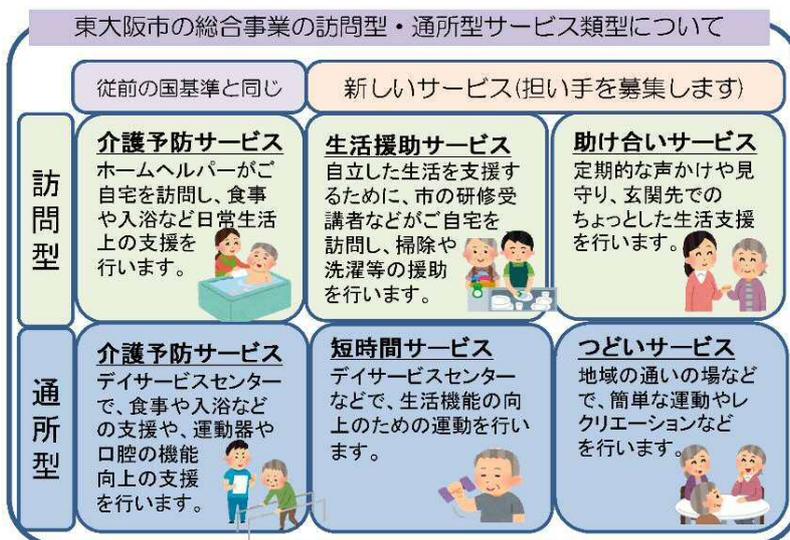


平成29年度 東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業
 (要支援者向けの介護予防・生活支援サービス)の実施状況について

1 制度創設の経過

平成27年度介護保険法改正により、要支援者を対象とする介護予防の訪問介護と通所介護について、介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス)として各市町村の地域支援事業へと移行されることとなりました。

本市では従前の国基準を市独自基準にも取り入れた上で、訪問型で3類型、通所型では3類型と短期集中予防サービスを創設し、平成29年4月から事業を開始しました。



2 全般的な状況(平成30年3月時点)

①事業所・住民主体拠点数

類型 種別	従前相当 サービス	緩和型 サービス	住民主体 サービス
訪問型	介護予防 サービス 328 事業所	生活援助 サービス 102 事業所	助け合い サービス 6 拠点
通所型	介護予防 サービス 205 事業所	短時間 サービス 19 事業所	つどい サービス 48 拠点

②要支援者数と事業対象者数

区分	人数
要支援1	5,418人
要支援2	4,176人
事業対象者※	214人
計	9,808人

※基本チェックリスト実施による該当者

③各類型の利用件数状況(【 】は種別全体における比率)

類型 種別	従前相当 サービス※	緩和型 サービス	住民主体 サービス	計
訪問型	2,589件 【94.3%】	153件 【5.6%】	3件 【0.1%】	2,745件
通所型	2,367件 【94.8%】	42件 【1.7%】	87件 【3.5%】	2,496件

※平成30年3月末で制度移行が完了する予定の介護予防訪問介護・通所介護件数を含んでいます。

③ 訪問型の新しいサービスの状況（平成30年3月時点）

- ①（緩和型）生活援助サービス 【特徴】○家事援助のみを提供し、利用回数による報酬単位とする。
○市が実施する研修受講者が従事することが可能。

○要支援区分別、月当利用回数別の利用件数（平成30年3月時点）

回数 区分	月	月	月	月	月	月	件数計
	1～3回	4・5回	6・7回	8・9回	10・11回	12・13回	
要支援1	17	52	2	12	0	0	83
要支援2	7	34	3	15	0	3	62
事業対象者	2	4	0	2	0	0	8
計	26	90	5	29	0	3	153

- ②（住民主体型）助け合いサービス 【特徴】○利用者の玄関先でのちょっとした生活支援を提供する。
○市が実施する研修受講者が従事することが可能。

（1）区分別利用件数

区分	件数
要支援1	0件
要支援2	2件
事業対象者	1件
計	3件

（2）週当たり対応可能回数別の拠点数

対応可能回数	拠点数
週1回	—
週2回	5拠点
週3回	—
希望曜日に対応可	1拠点
計	6拠点

（3）サービス提供内容別拠点数（重複回答あり）

声掛け 見守り	ごみ出し	古紙運搬	簡単な修繕	診察券 の投入	傾聴	その他
6拠点	6拠点	6拠点	4拠点	1拠点	1拠点	4拠点

④ 通所型の新しいサービスの状況（平成30年3月時点）

- ①（緩和型）短時間サービス 【特徴】○入浴や食事提供をサービスに含めず、運動を中心とする。
○送迎が不要な場合の利用料金設定がある。

○要支援区分別、送迎有無別の利用件数

	要支援1	要支援2	事業対象者	件数計
送迎有り	17件	14件	4件	35件
送迎無し	4件	1件	2件	7件
計	21件	15件	6件	42件

- ②（住民主体型）つどいサービス 【特徴】○地域の通いの場への参加を通じて自立生活を維持する。
○市が実施する研修受講者が従事することが可能。

(1) 区分別利用件数

区分	件数
要支援1	30件
要支援2	13件
事業対象者	44件
計	87件

(2) 月当たり開催頻度別の拠点数

月当たり開催回数	拠点数
月1回	10拠点
月2回	6拠点
月3回	1拠点
月4回以上	31拠点
計	48拠点

(3) プログラム内容別の拠点数（重複回答あり）

運動系

体操	スポーツ
46拠点	1拠点

脳トレ系

脳トレ・ゲーム	スマホ・PC
12拠点	1拠点

レクリエーションなど

茶話会	レクリエーション
32拠点	43拠点

手先を使う

編物・手芸・折紙
8拠点

声や言葉を使う

カラオケ・うた	俳句や言葉遊び
7拠点	4拠点

その他

23拠点

- ③ 短期集中予防サービス 【特徴】○3ヶ月程度集中的に介護予防を実施。
○平成30年1月～3月にかけて1期全20回の教室形式で実施。

(1) 実施状況

会場	ウェルネス研修センター（若江岩田）
実施期間等	平成30年1月～3月 1期 全20回
開催頻度	毎週火曜日・木曜日（1日あたり2時間程度）

(2) 区分別参加者数

区分	人数
要支援1	4人
要支援2	8人
事業対象者	1人
計	13人

(3) モニタリング結果

項目	評価	人数
サービス 実施状況	計画通り	12人
	ほぼ計画通り	1人
	未達成	0人
生活・ 心身の変化	変化あり	13人
	変化なし	0人
参加者・家族 による評価	満足	13人
	不満足	0人

⑤ 住民主体型サービスの展開状況【中学校区別】（平成30年3月時点）

【表記方法：つどいサービスは拠点数、助け合いサービスはその校区を対象エリアとする拠点数】

中学校区	つどい	助け合い	中学校区	つどい	助け合い	中学校区	つどい	助け合い
孔舎衙	9	2	英田	1	2※	小阪	1	3
石切	8	2	玉川	—	—	布施	5	—
枚岡	2	1	花園	1	—	柏田	—	—
縄手北	1	1	若江	1	1	長瀬	2	—
縄手	—	—	意岐部	—	3※	上小阪	3	—
縄手南	1	—	楠根	3	1	金岡	2	—
池島	—	1	新喜多	2	2	弥刀	—	—
盾津東	1	◆	高井田	—	—			
盾津	3	1	長栄	2	—			

注：◆における対象エリアは加納小学校区、※においては一部の拠点で対象エリアの限定有り。

⑥ 今後の見込とそれに向けての市の取り組み

①第8期高齢者保険福祉計画・第7期介護保険事業計画における今後の見込

図表 総合事業の見込量

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問型介護予防サービス	人/月	2,964	3,002	3,005	3,014
訪問型生活援助サービス	人/月	250	280	334	753
訪問型助け合いサービス	人/月	30	50	70	175
通所型介護予防サービス	人/月	2,607	2,800	2,998	3,241
通所型短時間サービス	人/月	53	87	125	282
通所型つどいサービス	人/月	200	330	460	600

②市の取り組み

まずは介護予防・日常生活支援総合事業について、利用者となる高齢者やそのご家族に制度を確実にご理解いただけるように、周知や啓発に一層努めていきます。

周知や啓発を進めると同時に、安心して制度を利用していただけるようなご説明やサービスのご案内について、要支援の高齢者を身近で支える地域包括支援センターが適切に実施出来るように、市との連携を強化して対応を進めるとともに、地域のケアマネージャーにおいても介護保険全体におけるこの事業の役割を確実に認識していただけるよう、効果的な研修会の実施等を進めていきます。

多様なサービスの中でも特に住民主体サービスについては、介護保険制度の中の新しい取り組みですが、多様な主体による、地域に密着した魅力ある活動が提供されています。高齢者やその家族、地域全体にそういった魅力を広められるような広報等を実施するなど、今後、事業者や担い手が活動しやすい環境づくりを推進し、かつ高齢者のニーズにあった適切なサービス提供を確保しながら、地域全体で高齢者を支えられるような仕組みづくりを構築していきます。

（お問い合わせ先）東大阪市福祉部高齢介護室 地域包括ケア推進課

TEL06-4309-3013 FAX06-4309-3848